

保護者の皆様へ

平成23年度幼稚園就園奨励費補助制度について

郡山市では、幼児教育の普及・充実及び保護者の経済的負担軽減のため、お子さんを幼稚園に就園させている保護者の方に対して、入園料と保育料の一部について補助を行います。

補助の対象となる世帯



〔がくとくん〕

次の①～③を全て満たす場合に補助を受けることができます。

- ① 園児が郡山市に住所を有し、私立幼稚園(郡山市外の幼稚園も含む)に就園していること。
(年度途中で入退園や住所異動があった場合は、該当期間のみが補助対象期間となります。)
- ② 園児が、「3歳児」(生年月日:H19.4.2～H20.4.1)、「4歳児」(同:H18.4.2～H19.4.1)、「5歳児」(同:H17.4.2～H18.4.1)及び誕生日以降の「満3歳児」(同:H20.4.2～H21.4.1)であること。
- ③ 平成23年度の市町村民税の課税額等が、下表の「世帯の区分」のいずれかに該当する世帯であること。(市町村民税の所得割額が183,000円を超える世帯は、補助の対象となりません。)

補助金額について

〈※下表は、あくまでも補助の限度額を示したものであり、全額必ず交付される金額とは限りません。詳しくは、下記の【ご注意】をお読みください。〉

世帯の区分		就園児の順位(※)	補助限度額(年額)		
			A 小学校1～3年生に兄弟がいない園児	B 小学校1～3年生に兄弟が1人いる園児	C 小学校1～3年生に兄弟が2人以上いる園児
1	生活保護を受けている世帯 【※受給証明書が必要】	園児1人目	223,200円	244,000円	303,000円
		園児2人目	264,000円	303,000円	303,000円
		園児3人目以降	303,000円	303,000円	303,000円
2	市町村民税非課税世帯 又は市町村民税の所得割額が0円(均等割のみ課税)の世帯	園児1人目	193,200円	222,000円	303,000円
		園児2人目	249,000円	303,000円	303,000円
		園児3人目以降	303,000円	303,000円	303,000円
3	市町村民税の所得割額が34,500円以下となる世帯	園児1人目	109,200円	159,000円	303,000円
		園児2人目	207,000円	303,000円	303,000円
		園児3人目以降	303,000円	303,000円	303,000円
4	市町村民税の所得割額が34,500円を超え183,000円以下となる世帯	園児1人目	46,800円	111,000円	303,000円
		園児2人目	175,000円	303,000円	303,000円
		園児3人目以降	303,000円	303,000円	303,000円

※ 市町村民税の所得割額は、園児の父母(園児と同居していない場合も含む。)分を合算します。

(世帯主が父母以外で、父母ともに市町村民税非課税の場合は、世帯主分も合算。)

※ 市町村民税の所得割額は、税額控除後の所得割額(ただし、住宅借入金等特別税額控除及び寄附金税額控除のうちふるさと納税分の適用前)が算定対象です。

※ 「園児〇人目」とは、同一世帯から就園する幼稚園児のみで数えた場合の順位です。

※ 園児が2人以上いる場合には、それぞれに該当する金額が交付されます。

【ご注意】

- 1 補助金額は、幼稚園に当該年度に納めた入園料・保育料の範囲内となります。もし、納めた金額の合計額が上表の補助限度額を下回る場合には、納めた金額が補助金額となります。

(※なお、年度途中に入退園された場合や世帯状況に変更があった場合は、補助限度額が変わる場合があります。)

2 補助金の交付対象となる保育料は、幼稚園の園則で定められた月額保育料が基準となりますので、その他、保育料に含まれない諸経費(教材費・父母の会費等)は対象外となります。

【補助限度額の算定例】

※園児の父母の市町村民税の所得割額が世帯の区分「4」(市町村民税の所得割額が34,500円を超え183,000円以下となる世帯)に該当する場合。

○ 小学校1～3年生に兄・姉がいない場合。【園児の区分はA】

(例1) お子様全員幼稚園児の場合			(例2) 小学校4年生以上の兄姉と園児がいる場合		
長男(年長)	Aの第1子	46,800円	長男(小4以上)	(人数の算定外)	補助対象外
長女(年中)	Aの第2子	175,000円	長女(年長)	Aの第1子	46,800円
次男(年少)	Aの第3子以降	303,000円	次男(年少)	Aの第2子	175,000円

○ 小学校1～3年生に兄・姉がいる場合。【園児の区分はB又はC】

(例3) 小学校3年生の兄姉1人と園児がいる場合			(例4) 小学校1～3年生の兄姉2人と園児がいる場合		
長男(小3)	(人数の算定内)	補助対象外	長男(小3)	(人数の算定内)	補助対象外
長女(年長)	Bの第1子	111,000円	長女(小1)	(")	補助対象外
次男(年少)	Bの第2子	303,000円	次男(年中)	Cの第1子	303,000円

(例5) 小学校4年生以上の兄・姉と小学校1～3年生の兄姉及び園児がいる場合		
長男(小4以上)	(人数の算定外)	補助対象外
長女(小1)	(人数の算定内)	補助対象外
次男(年中)	Bの第1子	111,000円

申請の手続き

■ 申請する方は、お子様の在園する幼稚園が指定する期日までに、必要書類を幼稚園又はこども未来課に提出してください。なお、提出書類は、任意の封筒に入れて提出いただいても結構です。(その場合、封筒に幼稚園名及び園児名を必ず記入してください。※幼稚園では開封しません。)

※手続きは幼稚園を通じて行いますが、補助金は、保護者名義の口座に直接振り込まれます。

提出書類

(全員提出が必要なもの)

1 「郡山市私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請に係る調書」(記入例は別紙参照)
※1園児につき1枚必要です。裏面もご記入ください。

2 振込希望口座(調書に記載した口座)の通帳のコピー
(口座番号・名義等がわかる部分をA4判にコピー。)

(次の3～5のいずれかに該当される方は、上記1・2の書類と併せて下記の書類も提出してください。)

3 課税額の確認書類(平成23年1月1日現在の住民登録が郡山市外の方のみ。3頁以降参照)
※配偶者の扶養であっても、母等の課税額(非課税等)がわかる書類の提出が必要です。

4 ひとり親の保護者の方(離婚・死別等)は、保護者の戸籍謄本(全部事項証明)
※父母の一方のみで課税額を算定しますので、その事実が確認できる書類として必要です。

5 生活保護受給世帯の方は、生活保護を受給していることを証明する「受給証明書」(郡山市社会福祉課発行)の提出。※提出がない場合には、一般の世帯と同じ取り扱いになります。

課税額の確認書類等について

1 課税額の確認が必要な方

園児の父母 及び 世帯主<住民票上の世帯主が父母以外の場合(※)>

(※)園児の父母ともに市町村民税非課税の場合のみ世帯主の課税額の確認が必要です。

2 課税額の確認書類(添付書類)について

(1)平成23年1月1日現在の住民登録が郡山市の方⇒添付書類なし

課税状況については市で調査しますので、調書裏面の同意書の内容に同意してください。

(※同意がない場合は、補助金の算定ができません。)

なお、未申告の方は課税状況が確認できませんので、至急申告手続きをしてください。

(2)平成23年1月1日現在の住民登録が郡山市以外の方⇒下欄の書類のいずれかを、必ず提出してください。(※なお、調書(裏面)の同意書にもご署名が必要です。)

	区 分	書 類	入 手 方 法 等
1	会社員等、市民税が給与天引きの方	「平成23年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)」 《細長のもの》のコピー (全面をA4判にコピーしてください。)	勤務先から渡されますので、受け取っていない方は勤務先の給与担当者へお問い合わせください。
2	自営業者等、市民税を個人で納付している方	「平成23年度 市民税・県民税 納税通知書(普通徴収)」のコピー (表紙と市民税所得割額の記載があるページをA4判にコピーしてください。それぞれコピーも可。)	平成23年1月1日現在の住所地から送付されます。
3	1・2の通知書が届かない方(非課税の方)、または、紛失した方	「平成23年度 課税証明書」(原本) ※複数のお子さん分の申請をする場合は、2人目以降分はコピー可 ※非課税の方については課税額が「0」と記載されたもの ※H23. 1. 1に住居登録していた市区町村に請求してください。 ※通常、配偶者控除の対象となっている方は、改めて申告しなくても課税証明書等の取得は可能です。	請求方法・証明書の名称は市町村によって異なりますので、まずは住所があった市町村にお問い合わせの上、「市町村民税所得割額」が記載されたものを請求してください。(非課税の方は「非課税証明書」等でも結構です。)

(注意) ※課税額の確認書類が、各市町村の事情により、提出期限までに提出できない場合は、その旨、各幼稚園(又はこども未来課)にご連絡の上、届き次第早急に提出してください。

3 その他

- ✦ 園児の母が父に扶養されている場合でも、父母両方の課税額の確認が必要です。(母が非課税であるとは限らないため。)※父が母に扶養されている場合は、「父」と「母」を読み替えてください。
- ✦ 単身赴任者などで、住民票上の住所と実際の居住地が別の方については、調書の世帯状況欄に記載し、必要な書類を添付してください。
- ✦ 平成23年1月1日現在の住所が海外で、上記の書類が提出できない場合は、勤務先で発行する給与証明書等の提出が必要になります。(詳しくはこども未来課へお問い合わせください。)

東日本大震災で被災された皆さまへ

平成23年1月1日現在の住所が郡山市の方

市民税の減免のお手続きをされている方は、減免後の市民税所得割額で補助金を算定しますので、別途お手続きは必要ありません。

平成23年1月1日現在の住所が郡山市外の方

書類の提出後、市町村民税の減免等により課税額が変更になった場合は、再度上記の表の1～3のいずれかの書類を提出してください。(※提出がない場合は、減免後の課税額で算定できません。)

《市町村民税所得割額の確認方法》（例：郡山市の場合）

1 平成23年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書

- ・住宅借入金等特別税額控除額の記載がある場合は、市の控除額と上記「所得割額⑥」の合計（100円未満切捨）を「課税額」として算定します。
- ・寄附金税額控除額の記載がある場合は、その中のふるさと納税分（市民税）と上記「所得割額⑥」の合計（100円未満切捨）を「課税額」として算定しますが、通知には内訳が記載されませんので、市で調査して算定します。

市民税「所得割額⑥」の金額（100円未満切捨）を「課税額」として、算定します。
※ただし、摘要欄に記載のある控除については適用前の額となります。（詳細は左記参照）

2 平成23年度 市民税・県民税 納税通知書（普通徴収）

- ・市民税の住宅借入金等特別税額控除額に記載がある場合は、その金額と「所得割額」の合計（100円未満切捨）を「課税額」として算定します。
- ・市民税の寄附金税額控除額に記載がある場合は、その中のふるさと納税分と上記「所得割額」の合計（100円未満切捨）を「課税額」として算定しますが、通知には内訳が記載されませんので、市で調査して算定します。

市民税「所得割額」の金額（100円未満切捨）を「課税額」として、算定します。※ただし、左記に記載のある控除については適用前の額となります。（詳細は左記参照）

世帯状況や課税状況に変更がある場合

5月以降（※今回の調書提出前を含む。）に、離婚・死別・再婚された方や課税額が変更になった方は、調書変更前・後の状況に基づく添付書類等が必要となります。

（※変更前又は変更後の添付書類等に不足がある場合は、その期間は原則として補助の対象になりません。）

補助金の交付について

補助金は、直接保護者の口座に一括（年額）して、年度末（平成24年3月）振込の予定です。

その他（ご注意）

- 幼稚園就園奨励費補助金は、住民登録地の市町村での申請となりますので、幼稚園が変わらない場合でも、ご住所が変わった場合は、再度、転入された市町村でお手続きが必要となります。
- 入園料及び保育料に減免（又は未納）があった場合は、減免（又は未納）期間は補助対象期間となりません。